

湘南ベルマーレひらつかビーチパーク
海水浴場ルール

令和6年6月施行

平塚市

目 次

ページ

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 1

第 2 章 海の家（第 3 条・第 4 条） 1

第 3 章 海水浴場利用者（第 5 条～第 1 0 条） 1

第 4 章 雑則（第 1 1 条・第 1 2 条） 2

第1章 総則

(目的)

第1条 湘南ベルマーレひらつかビーチパーク海水浴場ルール（以下「ルール」という。）は、湘南ベルマーレひらつかビーチパーク海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適に安全・安心して利用できる湘南ベルマーレひらつかビーチパーク海水浴場とすることを目的とする。

(周知)

第2条 平塚市は、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、ルールの周知・啓発の徹底を図る。

第2章 海の家

(種類)

第3条 海水浴場ルールに関するガイドライン（令和6年3月神奈川県） 7 海の家 の定義に基づき、湘南ベルマーレひらつかビーチパーク海水浴場に設置される海の家は、神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第2条第5項に定める更衣休憩所（以下「更衣休憩所」という。）のみとする。

(営業時間)

第4条 更衣休憩室の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、天候等によりこれを短縮することができる。

2 平塚市は、利用時間終了30分前には、利用者に終了時間を周知するとともに、利用時間終了時には、全ての利用者を帰し、速やかに閉めること。

第3章 海水浴場利用者

(飲酒の制限)

第5条 海水浴場利用者（更衣休憩室の利用者を含む。以下同じ。）は、飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないように節度を保たなければならない。

2 平塚市は、海水浴場における飲酒の制限や飲酒後の遊泳禁止などに関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

(刺青・タトゥーの露出制限)

第6条 海水浴場利用者は、他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーの露出は控えないなければならない。

2 平塚市は、海水浴場における刺青・タトゥーの露出制限に関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

(粗暴な言動及び騒音の禁止)

第7条 海水浴場利用者は、粗野若しくは乱暴な言動をし、若しくは威勢を示し、又は大声を出し、若しくは音響機器等を大音量で使用する事などにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせ、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げ、又は近隣の人家や周辺環境等を阻害する行為を行ってはならない。

(焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限)

第8条 海水浴場利用者は、焚き火をし、又は火気を使用する調理器具を使用してはならない。

(ゴミ等の放置の禁止)

第9条 海水浴場利用者は使用した物品やゴミの放置をせず、持ち帰りに努める。

(ペットの入水の禁止)

第10条 海水浴場利用者は、海水浴場営業時間内において犬等のペットを海へ入水させてはならない。

第4章 雑則

(常設化)

第11条 令和6年度以降のルールは、年度ごとに策定せず、本ルールを常設のものとして取り扱う。

(その他)

第12条 このルールに定めがない事項で、速やかな見直し等が必要な場合には、必要な改正等を行う。

附 則

このルールは、令和6年6月7日から施行する。